

第1章 情報化計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

真岡市（以下「本市」という。）においては、平成7年3月にテレトピア構想モデル都市の指定を受けるとともに「真岡市テレトピア計画*」を策定いたしました。以来、「真岡市テレトピア計画」を地域情報化の中心計画と位置付け、ケーブルテレビ*、インターネット*等の情報通信メディアを活用した地域情報化を推進してきました。この間、平成14年3月に計画の見直しを行い、平成21年3月の二宮町との合併により平成22年3月に対象地域の変更とともに計画の内容を更新し、地域の情報化に取り組んできたところであります。

また、平成27年3月に上位計画である「第11次市勢発展長期計画」を策定し、ICT*の活用により、豊かな市民生活と活力ある地域社会を実現するため、市民ニーズに応じたICTシステムの整備に努め、適正な情報管理と電子自治体の構築を推進しています。

このような中、東日本大震災の教訓を踏まえ、安全・信頼性の高いデータセンター*を活用することで重要な行政情報を保全し、災害や事故等の発生時においても、業務が継続できるよう自治体クラウド*やASPサービス*の利用について検討していく必要があります。

一方、ICTを活用したシステムは、利用者にとって便利な反面、その仕組みを利用したトラブルや犯罪、複雑化・高度化するサイバー攻撃*が増加しており、これらに対応するため適切な情報セキュリティ対策を講じていくことが重要になり、行政側の情報セキュリティポリシー*に基づく対応はもとより、市民や企業に対しても情報セキュリティポリシーの重要性や情報モラルについての周知啓発を充実し強化していくことも求められています。

本市においては、これらの急激な環境の変化に対応しつつ、さらに事務処理の迅速化・効率化を進め、利便性に優れた質の高い行政サービスを提供するとともに、透明性の高い行政運営を図る必要があります。

そこで、真岡市テレトピア計画のシステム等の整備計画を継承し、併せて情報化に向けた目標や課題などに対して、本市のあるべき姿を明確にし、地域情報化と行政情報化の総合的・効率的な活用を図るため「真岡市情報化計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとし、

2 計画の位置付けと計画期間

（1）位置付け

本計画は「第11次市勢発展長期計画」における基本構想及び基本計画で示された将来都市像や施策の大綱の方向性に基づいた本市の情報化施策を展開していくための中心計画とします。

(2) 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、新たな技術革新や社会情勢の動向等により、計画の変更が必要とされる場合は、本計画の見直しを図るものとします。